

国立大学法人大分大学研究費適正使用推進委員会細則

令和4年9月26日制定

令和4年細則第31号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用の防止及び対応に関する規程（令和4年規程第 号）第8条第2項の規定により、国立大学法人大分大学研究費適正使用推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 不正使用防止計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 公的研究費の使用に関する行動規範の策定及び見直しに関すること。
- (3) 公的研究費の不正使用に係る実態の把握・検証に関すること。
- (4) 関係部局と協力して不正使用発生原因に対する改善策を講じること。
- (5) その他不正使用防止計画の実施に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事
  - (2) 各学部の教員 各1人
  - (3) 法律学の担当教員 1人
  - (4) 事務局長
  - (5) 研究推進部長
  - (6) 財務部長
  - (7) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第2号の委員は、各学部長の推薦に基づき、学長が指名する。
- 3 第1項第3号の委員は、学長が指名する理事の推薦に基づき、学長が指名する。
- 4 第1項第7号の委員は、学長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、財務部財務企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和4年9月26日から施行する。